



各位

会社名 株式会社パートナーエージェント  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 茂  
 (コード番号:6181 東証マザーズ)  
 問合せ先 I R 担当 伊東 大輔  
 (TEL.03-5759-2700)

### 株主優待制度の変更(拡充)に関するお知らせ

当社は、2020年3月期より、株主優待制度を変更(拡充)することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 株主優待制度変更(拡充)の理由

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社事業活動への理解を深めていただくことを目的に、2017年3月期より株主優待制度を実施してまいりました。

こうした中、当期より株式会社メイションをグループに迎え入れるに際し、株主の皆様にご感謝の意を表するとともに、より一層当社グループへの理解を深めていただきたいとの思いから、株主優待制度を拡充することを決定いたしました。

今後の株主優待制度においては、従来の株主優待に加えて、株式会社メイションが提供するスマ婚・2次会くんでご活用いただけるご優待券と、株主様専用「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」でご活用いただけるご優待ポイントを新たに贈呈させていただきます。

#### 2. 株主優待制度変更(拡充)の内容

##### (1) 変更前の優待内容

保有株式数	優待内容	
100株以上	①パートナーエージェント 入会時登録料無料優待券(注1)	1枚
	②OTOCON パーティー(当社店舗開催分) 参加無料優待券	2枚
	③LITO ダイヤモンド(ジュエリー) 15%割引優待券	1枚

##### (2) 変更後の優待内容 (追加部分は下線で示しております)

保有株式数	優待内容	
100株 ~999株	①パートナーエージェント 入会時登録料無料優待券(注1)	1枚
	②OTOCON パーティー(当社店舗開催分) 参加無料優待券	2枚
	③LITO ダイヤモンド(ジュエリー) 15%割引優待券	1枚
	④スマ婚・2次会くん 割引優待券 50,000円分(税別) (注2)(注3)	4枚
1,000株 ~1,999株	・ <u>上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④)</u> ・ <u>優待ポイント 9,000pt</u>	
2,000株 ~2,999株	・ <u>上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④)</u> ・ <u>優待ポイント 19,000pt</u>	
3,000株 ~3,999株	・ <u>上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④)</u> ・ <u>優待ポイント 30,000pt</u>	
4,000株 以上	・ <u>上記自社サービス割引利用優待(①+②+③+④)</u> ・ <u>優待ポイント 42,000pt</u>	

注1 「パートナーエージェント入会時登録料無料優待券」は、入会時の登録料 30,000円(税別)が無料となります。

注2 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、株式会社メイションが提供する商品・サービスになります。

注3 「スマ婚・2次会くん割引優待券」は、税別ご利用金額が50万円以上で1枚、100万円以上で2枚、150万円以上で3枚、200万円以上で4枚のご優待券がご利用になれます。

### 3. 株主優待制度の利用方法等

#### (1) 対象となる株主様

毎年9月30日時点の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有いただいている株主様を対象といたします。なお、拡充後の本株主優待制度については、2019年9月30日時点の株主名簿に記載または記録された株主様を対象に開始いたします。

#### (2) 株主優待の贈呈時期

毎年12月中旬に、自社サービス割引利用優待券と保有株式数に応じた株主優待ポイントを贈呈させていただきます。

#### (3) 株主優待ポイントの使用方法

上記「2-(2)変更後の優待内容」表の記載に従い、株主様へ株主優待ポイント(1ポイント≒1円)を進呈し、株主様限定の特設インターネット・サイト(以下、「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」)において、そのポイントと食品、電化製品、ギフト、旅行・体験等に交換ができます。

なお、株主優待ポイントのお申し込みには、「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部」にご登録していただく必要がございます。登録の詳細につきましては、株主優待券と共にお送りする「パートナーエージェント・プレミアム優待倶楽部のご案内」をご参照ください。

#### (4) 株主優待ポイントの繰越しについて

①ポイントは、次年度の3月31日まで繰越すことができます。

②ポイントを繰越す場合、9月30日時点の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件になります。次回の権利確定日までに、売却や本人以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰越しはできませんので十分にご留意ください。

以上

(注)上記は発表日現在の情報です。これら情報は流動的な様々な要素を含むものであり、様々な要因により実際の結果はこれらと異なる場合があることにご注意ください。

#### <本件に関するお問い合わせ先>

株式会社パートナーエージェント IR担当 伊東  
〒141-0032 東京都品川区大崎1-20-3 イマス大崎ビル4階  
IR直通：03-6685-2800 (平日：10時～17時) Mail：ir-contact@p-a.jp